

## 反社会的勢力対応の基本方針

当社は、本日開催の取締役会において「反社会的勢力対応の基本方針」を定め、下記の通り決議した。(2008年10月31日開催取締役会決議事項)

### 記

私達、あい証券株式会社は、反社会的勢力による被害を防止するため、金融商品取引法に基づく金融商品取引業者として、又は商品先物取引法に基づく商品先物取引業者としての社会的責任と公共的使命を遂行すると共に、「社会からの信用と信頼を礎とした社会貢献」を実現するため、ここに「反社会的勢力対応の基本方針」を宣言します。

1. 反社会的勢力による不当要求には、代表取締役以下全社組織を以って対応します。
2. 反社会的勢力による不当要求は一切拒絶します。
3. 反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全の確保をします。
4. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事上と刑事上の両面から法的対応を行います。
5. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士及び日本証券業協会証券保安対策支援センター等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
6. 反社会的勢力とは取引関係を含めて、一切の関係を持ちません。また、既に当社と取引関係にあるものが反社会的勢力、またはその関係者であることが判明した場合は、取引の解消に向け適切な措置を速やかに講じます。
7. 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事に起因する場合にあっても、事実を隠蔽するために反社会的勢力と取引は行いません。
8. 反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は一切行いません。
9. 本基本方針に定義する「反社会的勢力」とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求し、または市民生活の秩序や安全を阻害する集団または個人をいいます。(暴力団、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団等に係る属性要件とともに、法的責任を超える不当要求、暴力的な要求行為等を踏まえ機動的に判断します。なお、詳細は、別に定める「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」によります。)

以上